

県央県南広域環境組合  
第2期ごみ処理施設整備・運営事業

実 施 方 針

令和3年7月  
県央県南広域環境組合



県央県南広域環境組合（以下、「本組合」という。）は、県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業（以下、「本事業」という。）について、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、効率的かつ効果的な事業を実施することを計画している。

このため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）第5条第1項の規定に準じて、県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針（以下、「本実施方針」という。）を定めたので、広く提案や意見を求めるため、同条第3項の規定により本実施方針を公表する。



## 目 次

1. 用語の定義.....	1
2. 事業内容に関する事項 .....	3
2.1 事業内容.....	3
3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....	9
3.1 民間事業者の募集及び選定方法.....	9
3.2 募集及び選定の手順.....	9
3.3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	10
3.4 提案書類の取扱い .....	14
3.5 審査及び選定に関する事項.....	15
4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
4.1 責任分担に関する基本的な考え方 .....	16
4.2 予想されるリスクと責任分担 .....	16
4.3 本組合による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング.....	16
4.4 モニタリングの時期及び方法 .....	16
4.5 モニタリングの結果.....	16
5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	17
5.1 立地条件.....	17
5.2 施設の概要 .....	17
6. 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 .....	18
7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	19
7.1 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....	19
7.2 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	19
7.3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 .....	19
8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	20
8.1 法制上及び税制上の措置 .....	20
8.2 税制上及び金融上の支援に関する事項.....	20
9. その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....	21
9.1 議会の議決 .....	21
9.2 情報提供.....	21

9.3 入札に伴う費用負担..... 21

9.4 実施方針に関する問合せ先..... 21

資料 1 : 事業スキーム (SPC を設置しない場合)

資料 2 : 事業スキーム (SPC を設置する場合)

資料 3 : リスク分担表

資料 4 : 事業予定地案内図

## 1. 用語の定義

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

本組合	「県央県南広域環境組合」をいう。
本事業	「県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業」をいう。
DBO方式	公共が資金を調達し、設計（Design）、建設（Build）、運営・維持管理（Operate）を一括して民間事業者に委託する方式をいう。
民間事業者	本組合と本事業に係る基本契約を締結し、本組合から託された事業（設計・建設業務及び運営・維持管理業務）を行う者をいう。
設計・建設業務	第2期ごみ処理施設の設計・建設工事に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	第2期ごみ処理施設の運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むがこれに限らない）に係る業務をいう。
設計・建設事業者	民間事業者のうち、本組合と建設工事請負契約を締結し、設計・建設業務を行う者をいう。
運営・維持管理事業者	民間事業者のうち、本組合と運営業務委託契約を締結し、運営・維持管理業務を行う者をいう。
SPC	本組合と基本協定を締結した落札者の構成員が、第2期ごみ処理施設の運営・維持管理業務を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。ただし、本事業において、SPCの設立は任意とする。
基本協定	落札者の決定後、特定事業契約締結に向けて、本組合と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	本事業を一括で発注するために、本組合と民間事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、本組合と設計・建設事業者が、本事業の設計・建設業務に関し締結する契約をいう。
運営業務委託契約	基本契約に基づき、本組合と運営・維持管理事業者が、本事業の運営・維持管理業務に関し締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約を総称したものをいう。
入札説明書等	本事業の入札公告の際に公表する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、落札基準等の基本条件を示す資料をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として本組合に選定された入札参加者をいう。
特定事業	PFI法第2条第2項の規定に準じて、本組合が実施する事業をいう。
総合評価一般競争入札	民間の創意工夫やノウハウを総合的に評価して選定するため、設計・施工に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価し技術的に最適な者を選定する方式をいう。

入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業もしくは企業グループをいう。
応募グループ	本事業に複数企業で構成する企業グループとして、入札に参加する構成員と協力企業をいう。
構成員	本事業の入札に参加した応募グループのうち、SPCに出資する企業をいう。
協力企業	本事業の入札に参加した応募グループのうち、SPCに出資しない企業をいう。
代表企業	単独企業の場合は、当該企業を指し、応募グループで参加する場合は、構成員を代表して本組合との交渉窓口となる企業をいう。
単独企業	本事業の入札に1者単独で参加する企業をいう。
建設JV	本組合と建設工事請負契約を締結するプラント設備の設計・建設企業と建築物の建設企業等による共同企業体をいう。
交付金	循環型社会形成推進交付金をいう。
モニタリング	契約書等に基づいて民間事業者が実施する設計・建設業務及び運営・維持管理業務について、本組合が行う監視活動をいう。
処理対象物	構成市から排出される可燃性一般廃棄物（生活系・事業系）及び資源化施設等からの可燃残渣をいう。
生成物	焼却処理にともなって発生する焼却灰、焼却飛灰をいう。



## 2. 事業内容に関する事項

### 2.1 事業内容

#### 2.1.1 事業名称

県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業

#### 2.1.2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

#### 2.1.3 管理者の名称

県央県南広域環境組合 管理者 大久保 潔重

#### 2.1.4 本事業の目的

本組合は、島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（以下、「構成市」という。）により構成される一部事務組合であり、平成17年から県央県南クリーンセンター（以下、「既存施設」という。）で一般廃棄物の可燃ごみの処理を行っている。しかしながら、既存施設は令和元年度末に長期運転保証期間が満了し、施設内の多くの機器は更新時期を迎えていることから、今後の施設のあり方について検討した結果、構成市全域を対象とする新たなごみ処理施設（以下、「第2期ごみ処理施設」という。）を整備することとなった。

本事業は、第2期ごみ処理施設の整備及び運営について、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な事業を実施し、循環型社会形成を推進することを目的とする。

#### 2.1.5 事業の内容

##### (1) 事業予定地

事業予定地：長崎県諫早市福田町1250番地ほか

敷地面積：約1.8ha（うち、工場棟が建設可能な平地造成部 約1.2ha、管理棟・洗車場が位置する土地 約0.6ha）

##### (2) 整備する施設の種類及び施設規模

	施設の種類	施設規模	処理対象物または施設構成
1	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	287 t/日 (95.7t/24h×3 炉)	・可燃性一般廃棄物（生活系・事業系） ・資源化施設等からの可燃残渣
2	その他関連施設	—	・計量棟、工場棟駐車場、植栽帯、外構等

※管理棟、洗車場については既存施設を流用、管理棟駐車場については本組合にて管理棟が位置する土地に整備を予定している（上記の事業予定地の敷地面積に含まれている）。

### (3) 事業方式

本事業は、PFI 法に準じて実施するものであり、施設の設計・建設・運営を一括して行う DBO 方式とする。

民間事業者（設計・建設事業者）は、本組合と建設工事請負契約を締結し、第 2 期ごみ処理施設の設計・建設を行う。また、民間事業者（運営・維持管理事業者）は、本組合と運営業務委託契約を締結し、20 年間に渡って第 2 期ごみ処理施設の運営・維持管理を実施するものとする。

### (4) 契約の形態

本組合は、本事業の実施にあたり以下の協定、契約を民間事業者と締結する。

#### 1) 基本協定

落札者決定後に、本組合は落札者との間で基本協定を締結する。

基本協定には、本事業に関する特定事業契約の締結に向けた、本組合と落札者（民間事業者）の立場と義務を確認するとともに、特定事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

#### 2) 特定事業契約の締結

本組合と民間事業者は、基本協定を締結した後、設計・建設業務と運営・維持管理業務を包括的に契約するための特定事業契約の締結に向けた協議を開始する。

特定事業契約とは、以下の内容の 3 つの契約の総称である。

##### ① 基本契約

基本契約は、民間事業者へ本事業を一括して発注・契約するために、本組合と民間事業者との間で締結する相互の協力、支援等について定める契約である。この基本契約は、建設工事請負契約の本契約締結（本組合議会での議決）を効力発生の条件とする停止条件付き契約とする。

##### ② 建設工事請負契約

建設工事請負契約は、基本契約に基づき本組合と民間事業者（設計・建設事業者）との間に締結する設計・建設業務に関する契約である。建設工事請負契約に係る仮契約は、基本契約の締結時期と同じくして締結を予定する。

建設工事請負契約は、本組合議会の議決を経た後、本契約としての効力を生ずるものとする。

### ③ 運營業務委託契約

運營業務委託契約は、基本契約に基づき本組合と民間事業者（運営・維持管理事業者）との間で締結する運営・維持管理業務に関する契約である。

運營業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約締結（本組合議会での議決）を効力発生の条件とする停止条件付き契約とする。

## (5) 事業期間

整備期間：令和4（2022）年6月～令和8（2026）年3月（3年10ヶ月間）

運営期間：令和8（2026）年4月～令和28（2046）年3月（20年間）

## (6) 事業期間終了時の措置

20年間の運営・維持管理期間の終了後も10年程度、第2期ごみ処理施設及びその他関連施設を継続して公共の用に供することも可能な施設とする。このため、30年間程度稼働させることを想定し、設計・建設及び運営・維持管理を行うものとする。

なお、民間事業者は、特定事業契約期間満了後に本組合が第2期ごみ処理施設を継続的に運営・維持管理業務を行うこととなる場合には、特定事業契約期間満了日の約5年前から、第2期ごみ処理施設の運営・維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本組合に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（特定事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、運營業務委託契約書において示す）。

## 2.1.6 民間事業者が実施する業務範囲

民間事業者が実施する事業範囲は、以下のとおりとする。詳細は、入札説明書等に記載する。

### (1) 設計・建設に関する業務

- ① 施設の設計、建設工事
- ② 本組合が提示する測量等調査結果以外に必要となる調査
- ③ 交付金申請手続きの支援
- ④ その他手続き（特別高圧線の引込み、許認可申請、定例分析業務等）の支援
- ⑤ 近隣住民対応の支援

### (2) 運営・維持管理に関する業務

- ① 受付計量業務（料金徴収代行を含む）
- ② 運転管理業務
- ③ 生成物の保管・積込・計量
- ④ 維持管理業務（保守、修繕含む）
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ 環境管理業務
- ⑦ 余熱利用管理業務 ※売電収入は、本組合の収益。
- ⑧ 近隣住民対応の支援
- ⑨ 行政視察者及び一般見学者対応の支援
- ⑩ その他関連業務（定例分析業務の支援等）

## 2.1.7 本組合が実施する業務範囲

本組合が実施する事業範囲は、以下のとおりとする。

### (1) 設計・建設に関する業務

- ① 生活環境影響調査
- ② 敷地造成工事
- ③ 近隣住民対応（本組合が担当すべき範囲）
- ④ 建設に係る各種手続き
- ⑤ 交付金申請手続き
- ⑥ 管理棟駐車場整備工事（施設見学者用含む）及び管理用道路整備工事
- ⑦ 設計、施工に関する施工監理
- ⑧ その他①～⑦を実施するうえで必要な業務

## (2) 運営・維持管理に関する業務

- ① 処理対象物の収集・運搬業務（構成市の業務範囲含む）
- ② 生成物の運搬及び資源化業務
- ③ 行政視察者及び一般見学者への対応
- ④ 運営モニタリング（業務実施状況の監視）
- ⑤ 定例分析業務
- ⑥ その他必要な業務

### 2.1.8 民間事業者の収入

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

本組合は、設計・建設業務に係る対価について、建設工事請負契約において定める額を、出来形に応じて民間事業者へ支払う。

#### (2) 運営・維持管理業務の対価

本組合は、運営・維持管理業務に係る対価について、運営業務委託契約において定める額を、業務委託期間（20年間）にわたって民間事業者へ委託料として支払う。

委託料は、固定費（処理量等の変動によらない固定費用）と変動費（処理量等に応じて変動する費用）によって構成され、支払いの詳細については入札説明書等に示す。

なお、物価変動による委託料の改定は、原則として年1回行うものとする。

### 2.1.9 売電収入について

第2期ごみ処理施設において民間事業者は、燃焼による熱エネルギーを利用した発電を行い、各施設（流用施設である管理棟及び洗車場を含む）並びに同一敷地内において本組合が設置する余熱利用施設（のんのこ温水センター）での利用を行うとともに、余剰電力を小売電気事業者へ売却する。なお、売電収入は本組合に帰属するものとする。

### 2.1.10 雇用への配慮について

雇用については、構成市内人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。特に第2期ごみ処理施設の運営を行うにあたっては、住民サービスの向上を図るとともに安定したごみ処理を確実に遂行することが重要であるため、構成市内の廃棄物処理事業の特性に対応できる人材（既存施設の運転員等として従事している者で、第2期ごみ処理施設の運転員等として雇用を希望する者）を優先的に雇用すること。ただし、双方において適切な雇用形態が形成されない場合はこの限りではない。

#### 2.1.11 下請人等の地元企業への配慮について

下請人等を選定する際は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所（本社、本店）を構成市内に有する者（以下、「地元企業」という。）を優先し選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、構成市内に営業所を有する業者を優先し選定するよう努めること。

また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

#### 2.1.12 生成物の資源化・処分について

第 2 期ごみ処理施設から発生する生成物（焼却主灰、焼却飛灰等）の運搬及び資源化・処分は、本組合の業務範囲とする。ただし、民間事業者は運搬業務委託及び資源化・処分業務委託に関する委託先の選定や契約協議等に際し、本組合に協力するものとする。

#### 2.1.13 本組合が適用を予定している交付金について

本組合は、本事業の実施に関して、環境省の循環型社会形成推進交付金（以下、「交付金」という。）の適用を予定している。交付金申請等の手続きは本組合において行うが、民間事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について本組合を支援するものとする。

#### 2.1.14 交付金の交付対象事業について

第 2 期ごみ処理施設は、交付金の交付対象施設である「エネルギー回収型廃棄物処理施設（高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合）」（交付率 1/2 及び 1/3）として整備する予定であり、燃焼過程で発生する熱エネルギーの最大限の回収・有効利用を図るものとする。エネルギー回収率（発電効率＋熱利用率）は 20.5%以上とする。

#### 2.1.15 事業スケジュール（予定）

- |                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| (1) 落札者の決定     | 令和 4（2022）年 4 月                    |
| (2) 特定事業契約の仮契約 | 令和 4（2022）年 5 月                    |
| (3) 特定事業契約締結   | 令和 4（2022）年 5 月                    |
| (4) 整備期間       | 令和 4（2022）年 6 月～令和 8 年（2026）年 3 月  |
| (5) 運営期間       | 令和 8（2026）年 4 月～令和 28 年（2046）年 3 月 |

#### 2.1.16 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、PFI 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

### 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 3.1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計・建設、運営・維持管理の各業務において、民間事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、民間事業者の選定にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。従って、価格に加え、設計・建設に関する能力、運営・維持管理に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価し技術的に最適な者を選定するため、総合評価一般競争入札により行うものとする。

#### 3.2 募集及び選定の手順

##### 3.2.1 募集及び選定スケジュール

本事業における募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

選定スケジュール (予定)	内 容
令和3年7月13日	実施方針の公表
令和3年7月30日	実施方針に関する質問受付締切
令和3年8月下旬	実施方針に関する質問・回答の公表
令和3年9月下旬	入札公告
令和3年10月上旬	資格審査に関する質問受付
令和3年10月中旬	資格審査に関する質問・回答の公表 参加表明書、資格審査書類に係る書類の受付
令和3年11月初旬	資格審査結果通知
令和3年11月中旬	入札説明書等に関する質問受付
令和3年11月下旬	対面的対話の実施
令和3年12月中旬	対面的対話結果及び入札説明書等に関する質問・回答の公表
令和4年2月上旬	提案に係る書類の受付
令和4年3月下旬	提案書審査（提案書に関するヒアリングの実施）
令和4年4月上旬	落札者の決定及び公表
令和4年4月中旬	基本協定締結
令和4年5月中旬	特定事業契約の仮契約
令和4年5月下旬	特定事業契約締結

### 3.2.2 入札手続等

#### (1) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

- 1) 受付期間：令和3（2021）年7月13日（火）～令和3（2021）年7月30日（金）
- 2) 受付方法：実施方針等質問意見書に必要事項を記載の上、9.4に記載の問合せ先にEメールにより提出すること。

#### (2) 実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表

提出された質問及び意見への回答は、令和3（2021）年8月31日（火）までに本組合ホームページにおいて公表する。ただし、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものについては回答しない。

#### (3) 入札の公告

令和3（2021）年9月下旬頃に、入札公告を行い、入札説明書等を本組合ホームページ上で公表する。

#### (4) 入札説明書等の公告以降の手続きについて

入札説明書等の公告以降の手続きについては、入札説明書等において示すものとする。

## 3.3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

### 3.3.1 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、単独企業又は設計・建設業務並びに運営・維持管理業務を行う予定の複数企業で構成する応募グループとする。
- (2) 運営・維持管理事業者となる特別目的会社（SPC）を設立する場合の応募グループは、特別目的会社（SPC）に出資する企業（以下、「構成員」という。）と特別目的会社（SPC）に出資しない企業（以下、「協力企業」という。）から構成されるものとする。なお、構成員のみで構成することも可能とする。また、特別目的会社（SPC）を設立しないことも可能とする。
- (3) 応募グループは、第2期ごみ処理施設のプラント設計・建設の主たる業務を行う者を代表企業として定めるものとし、代表企業は本組合との交渉窓口を務めること。また、特別目的会社（SPC）を設立する場合の代表企業は、構成員のうちから定めるものとする。
- (4) 複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（以下、「建設JV」という）を組成することができる。特別目的会社（SPC）を設立する場合、建設JVの代表企業は、構成員とならなければならない。
- (5) 応募グループは、参加表明書に代表企業名を明記し、代表企業は本組合との交渉窓口と



して入札手続きを行うこと。

- (6) 応募グループが落札者として決定され、運営に係る特別目的会社（SPC）を設立する場合は、構成員の出資により仮事業契約締結時までに構成市内に設立するものとする。応募グループの代表企業は、過半数の出資割合を負担するものとする。ただし、特別目的会社（SPC）の設立は任意とする。
- (7) 同一の入札参加者が、複数の提案を行うことはできない。
- (8) 特別目的会社（SPC）を設立する場合、すべての出資者は、特定事業契約が終了するまで、特別目的会社（SPC）の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- (9) 入札参加者を構成する企業（構成員又は協力企業）は、他の入札参加者を構成する企業となることはできない。なお、本組合が民間事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者を構成する企業が、民間事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

### 3.3.2 参加資格要件

応募者は、次の参加資格要件を満たさなければならない。

#### (1) 第2期ごみ処理施設の建築物の設計・建設業務を行う者

第2期ごみ処理施設の建築物の設計・建設業務を行う者（本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者）は、次の要件を全て満たすこと。また、特別目的会社（SPC）を設立する場合は、構成員又は協力企業とすること。

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所登録を受けている者であること。
- 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- 3) いずれかの構成市の最新の建設工事業競争入札参加資格者名簿（建築一式工事）に登録されていること。
- 4) 建設業法に規定する「建築一式工事」に係る経営事項審査結果の総合評定値が、参加表明書の提出期限日において1000点以上あること。
- 5) 建設業法に規定される「建築工事業」に係る監理技術者であって直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できること。

#### (2) 第2期ごみ処理施設のプラント設備（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の設計・建設業務を行う者

エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計・建設業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。また、特別目的会社（SPC）を設立する場合は、構成員（代表企業）とすること。

ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業となる1者（構成員とする。）は以下の要件を全て満たし、他の者は下記2)の要件を満たす構成員又は協力企業とすること。

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- 3) いずれかの構成市の最新の建設工事業者競争入札参加資格者名簿（清掃施設工事）に登録されていること。
- 4) 建設業法に規定する「清掃施設工事」に係る経営事項審査結果の総合評定値が参加表明書の提出期限日において1000点以上であること。
- 5) 建設業法に規定される「清掃施設工事」に係る監理技術者であって直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できること。
- 6) 平成14年12月1日以降に稼働した一般廃棄物処理施設（蒸気タービン発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設）であって下記の建設実績を有すること。
  - ① 処理能力：200t／日以上
  - ② 処理方式：ストーカ式

### (3) 運営・維持管理業務を行う者

運営・維持管理業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

ただし、本業務を複数の者で行う主たる業務（「運転管理業務」、「維持管理業務」）を担う者（特別目的会社（SPC）を設立する場合は、構成員とする。）が、以下の要件を全て満たし、他の者は構成員又は協力企業とすること。

- 1) いずれかの構成市の最新の業務委託業者競争入札参加資格者名簿（施設管理）に登録されていること。
- 2) 平成14年12月1日以降に稼働した、下記に示す要件を満たす一般廃棄物処理施設（蒸気タービン発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設）について、入札公告日時点で1年以上の運転管理実績を有していること。
  - ① 処理能力：200t／日以上
  - ② 処理方式：ストーカ式
- 3) ①、②に示す要件の一般廃棄物処理施設（蒸気タービン発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設）での運転管理業務の経験が1年以上で、かつ、廃棄物処理施設技術管理者又は同等程度の資格を有する者を、運営会社の正規職員である運営責任者として、運営期間の全期間にわたって配置できること。なお、運営期間途中の変更は可能とする。この場合、運転管理業務の経験は、第2期ごみ処理施設における経験を含んでよいものとする。

#### (4) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の取消決定を受けていない者は除く。
- 3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者。
- 4) 本組合または構成市から指名停止措置を受けている者。
- 5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- 6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- 7) 本事業に係る事業者選定支援（アドバイザー）業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係る事業者選定支援（アドバイザー）業務に関与した者は、以下のとおりである。
  - ・株式会社 建設技術研究所（東京都中央区）
  - ・シリウス総合法律事務所（東京都千代田区）
- 8) 学識経験者等で構成する第 2 期ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、入札公告日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- 9) 最近 1 年間に於いて国税及び地方税を滞納している者。
- 10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- 11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- 12) 入札参加者のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、協力企業は除くものとする。

#### (5) 特別目的会社（SPC）の設立等

会社法に定める株式会社として運営・維持管理業務を実施する特別目的会社（SPC）を設立することは任意である。

入札参加者は、落札者として決定され、特別目的会社（SPC）を設立する場合は、仮事業契約締結時までいずれかの構成市内に設立すること。

特別目的会社（SPC）の株式については、事前に書面により本組合の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。

なお、落札者の全ての構成員が出資し、特定事業が終了するまで保有するものとする。当該構成員以外の者の出資は原則として認めない。

#### (6) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、特定事業契約締結日までの間に、参加資格要件を欠くこととなった場合には、特定事業契約を締結しないこととする。

#### (7) 入札参加者の変更

参加表明後、応募グループを構成する企業（構成員又は協力企業）の変更は原則として認めない。ただし、本組合がやむを得ない事情があると認めた場合その限りではない。

### 3.4 提案書類の取扱い

#### 3.4.1 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本組合は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本組合が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

#### 3.4.2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転・維持管理方法等を使用することにより生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

## 3.5 審査及び選定に関する事項

### 3.5.1 選定委員会の設置

民間事業者の選定にあたり、本組合は、県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、落札者決定基準や入札説明書等、事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行い、最優秀提案者（落札候補者）を選定する。

### 3.5.2 審査の手順及び方法

#### (1) 参加資格審査

本組合は、入札参加者から提出された参加表明書、資格審査書類について、3.3.2 参加資格要件に示した項目をすべて満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たすことが出来ない入札参加者は失格とする。

#### (2) 提案書類審査

本組合は、あらかじめ定めた落札者決定基準書に基づき、選定委員会において提案書の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。なお、落札者決定基準書は入札公告時に公表する。

#### (3) 選定結果及び評価の公表方法

本組合は、選定委員会における審査結果を踏まえ、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。なお、選定委員会における評価結果をとりまとめた審査講評を公表する予定である。

## 4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 4.1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。民間事業者の担当する業務については、民間事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、民間事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本組合が対応すべきと認められるリスクについては、本組合が責任の一部又は全部を負担することとする。

### 4.2 予想されるリスクと責任分担

本組合と民間事業者のリスク分担の考え方は、資料 3 に示す「リスク分担表」のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえた上で、契約書（案）の中で改めて提示する。

### 4.3 本組合による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

本事業の目的を達成するために、民間事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本組合でモニタリングを行う。

### 4.4 モニタリングの時期及び方法

本組合が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時及び運営・維持管理時の各段階において実施する。

また、モニタリングは、本組合が提示した方法に従って本組合が実施する。民間事業者は、本組合からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

なお、モニタリングの実施時期及び方法等についての詳細は、入札説明書等に示す。

#### (1) 設計・建設段階

設計・建設事業者による設計及び工事内容が、要求水準書や契約書等で定める水準を満たしているか、定期的及び随時確認を行う。

#### (2) 運営・維持管理段階

運営・維持管理事業者による運営・維持管理業務が、要求水準書や契約書等で定める水準を満たしているか、定期的及び随時確認を行う。また、特別目的会社（SPC）を設立している場合は、特別目的会社（SPC）の経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め、確認を行う。

### 4.5 モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本組合から民間事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定程度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

## 5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 5.1 立地条件

第2期ごみ処理施設の立地条件は、次のとおりである。

- (1) 所在地 : 長崎県諫早市福田町 1250 番地ほか
- (2) 敷地面積 : 約 1.8 ha
- (3) 都市計画事項
  - 1) 都市施設 : その他の都市施設 (ごみ焼却場)
  - 2) 用途地域 : 市街化調整区域
  - 3) 建ぺい率 : 60 %
  - 4) 容積率 : 200 %
  - 5) 日影規制 : 指定なし
  - 6) 防火地域 : 指定なし
  - 7) 環境施設面積 : 25%以上 (都市計画決定区域全体を対象とする)

### 5.2 施設の概要

第2期ごみ処理施設の概要は、次のとおりである。

#### (1) 施設の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設

#### (2) 施設規模

施設規模 287t/日 (95.7t/24h×3 炉)

#### (3) 主要設備

- ・可燃性粗大ごみ前処理施設
- ・受入、供給設備 (ピット&クレーン方式)
- ・燃焼設備 (ストーカ式)
- ・燃焼ガス冷却設備 (廃熱ボイラ方式)
- ・排ガス処理設備 (乾式)
- ・余熱利用設備 (蒸気タービン発電)
- ・通風設備 (平衡通風式)
- ・灰出し設備 (ピット&クレーン、バンカ方式)
- ・給水設備
- ・排水処理設備 (クローズドシステム)
- ・電気設備 (特別高圧受電)
- ・計装設備 (DCS 方式)
- ・その他設備

#### (4) 煙突高さ

煙突高さ 50m

## 6. 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本組合と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、特定事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、特定事業契約に関する紛争については、長崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。



## 7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 7.1 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 民間事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本組合は、民間事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本組合は、特定事業契約を解約することができる。
- (2) 民間事業者が倒産し、又は民間事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本組合は、特定事業契約を解約することができる。
- (3) 前 2 号により特定事業契約が解約された場合、民間事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

### 7.2 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、特定事業契約を解約することができる。
- (2) 前号により特定事業契約が解約された場合、本組合は、民間事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

### 7.3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び民間事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本組合又は民間事業者は、特定事業契約を解約することができる。

## **8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **8.1 法制上及び税制上の措置**

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### **8.2 税制上及び金融上の支援に関する事項**

本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

## 9. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 9.1 議会の議決

本組合は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ組合議会の議決を経るものとする。

### 9.2 情報提供

情報提供は、適宜、本組合のホームページにおいて行う。

### 9.3 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 9.4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

県央県南広域環境組合 施設課 計画班

住 所 : 〒854-0001 長崎県諫早市福田町 1250 番地

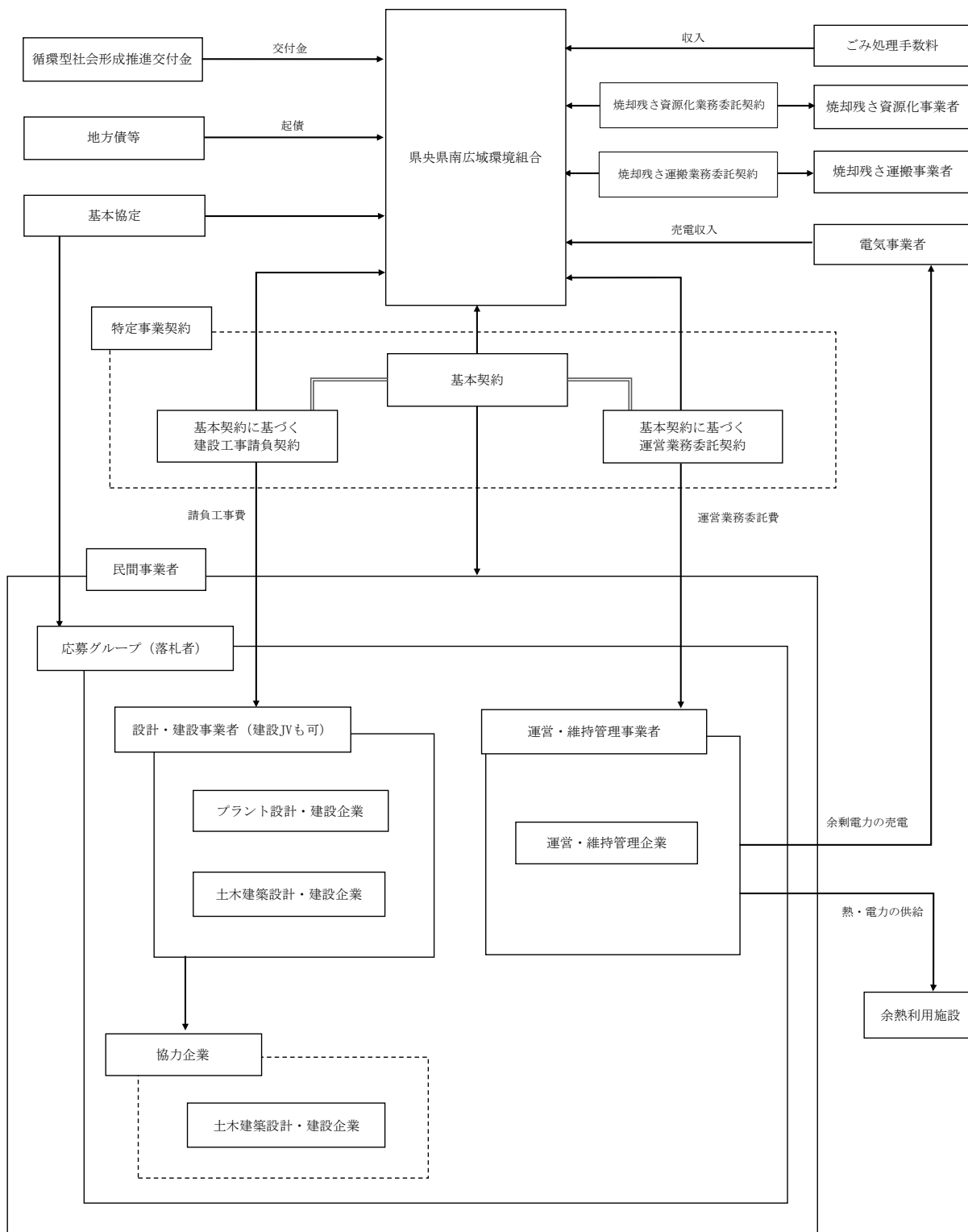
電 話 : 0957-35-8203

FAX : 0957-35-8201

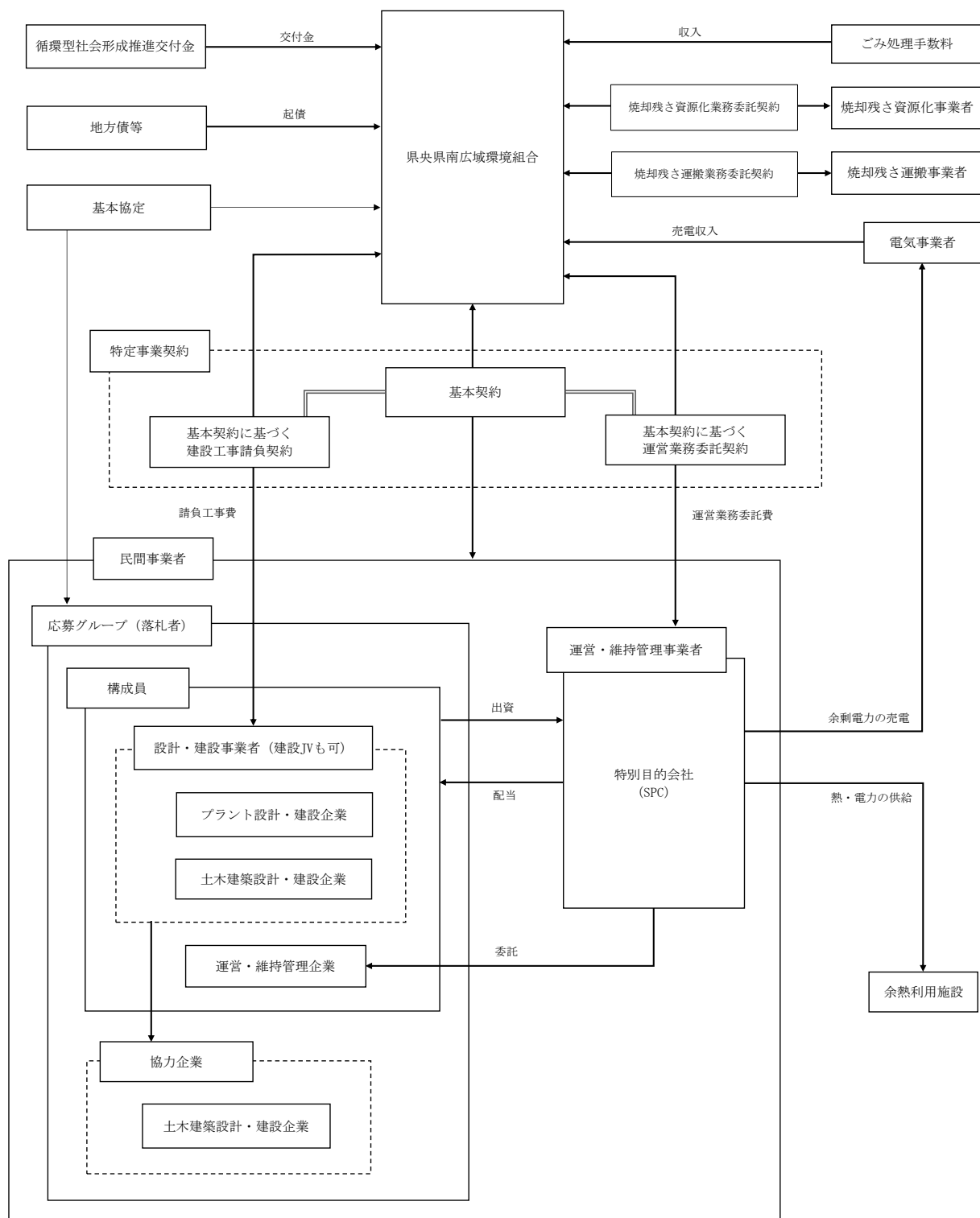
E-mail : [ounan@kouiki-kankyou.com](mailto:ounan@kouiki-kankyou.com)

県央県南広域環境組合ホームページアドレス <https://www.kouiki-kankyou.com/>

資料1：事業スキーム（SPCを設置しない場合）



資料2：事業スキーム（SPCを設置する場合）



資料3 リスク分担 (1/4)

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	組合	民間事業者
1	①全期間共通	事業変更リスク	本事業の実施条件変更によるもの	●	
2		周辺住民等の対応	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	●	
3			上記以外の民間事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの		●
4		用地リスク	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地条件に関するもの	●	
5			事業用地の確保に関するもの	●	
6		事故発生リスク	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		●
7		第三者賠償リスク	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害		●
8			上記以外のもの	●	
9		政治リスク	政策方針の転換、財政破綻等によるもの	●	
10		許認可リスク	民間事業者が取得すべき許認可取得の遅延に関するもの		●
11			本組合が実施する許認可取得の遅延に関するもの	● <sup>※1</sup>	▲ <sup>※1</sup>
12		交付金リスク	民間事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		●
13			その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	●	
14		法令変更リスク	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	●	
15			上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		●
16		不可抗力リスク	天災等大規模災害及び暴動等の予測できない事態発生により、設計変更、事業の延期、中断、契約解除等の原因となり得るもの	● <sup>※2</sup>	▲ <sup>※2</sup>
17		金利変動リスク	金利の上昇に伴う民間事業者の経費増減によるもの		●
18			金利の変動に伴う本組合の資金調達に係る費用の増大は本組合が負担	●	

●：主、▲：従

※1：許認可取得の遅延理由が民間事業者に起因する場合は、民間事業者が負担する。

※2：不可抗力については、一定程度までは民間事業者が負担し、それ以上は本組合が負担する。

資料3 リスク分担 (2/4)

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	組合	民間事業者
19	① 全期間共通	応募費用リスク	応募費用に関するもの		●
20		契約締結リスク	本組合の事由のほか議会の不承認により契約が結ばれない、契約締結の遅延等	●	▲※3
21			民間事業者の事由により契約が結ばれない、契約締結の遅延等		●
22		環境保全リスク	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		●
23		事業の中止・遅延に関するリスク	本組合の指示、本組合の債務不履行によるもの	●	
24			民間事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		●
25	② 設計段階	測量・地質調査リスク	本組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	●	
26			民間事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		●
27		設計変更リスク	本組合の指示・発注条件の不備・変更による設計変更を伴う費用の増大、計画遅延に関するもの	●	
28			民間事業者の提示条件の不備、変更による設計変更を伴う費用の増大、計画遅延に関するもの		●
29		建設着工遅延リスク	本組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	●	
30			民間事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		●
31	③ 建設段階	工事費増加リスク	本組合の提示条件の不備・変更に関するもの	●	
32			民間事業者の事由によるもの		●
33		工事遅延リスク	本組合の指示、提示条件の不備、変更が要因の工事遅延、未完工による施設の供用開始遅延	●	
34			民間事業者の事由によるもの		●
35		試運転・性能試験リスク	試運転・性能試験（民間事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	●	
36			試運転・性能試験（民間事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		●
37		一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		●
38		既存施設への影響	民間事業者の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		●

●：主、▲：従

※3：民間事業者は既に支出した金額を負担

資料3 リスク分担 (3/4)

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	組合	民間事業者
39	④ 運営・維持管理段階	ごみ量変動リスク	各年度における計画年間ごみ処理量の範囲内のごみの処理 ※範囲については今後検討		●
40			各年度における計画年間ごみ処理量の範囲から逸脱するごみの処理 ※範囲については今後検討	●※4	
41		ごみ質変動リスク	計画ごみ質の範囲内の変動		●
42			計画ごみ質の範囲から逸脱するごみ質の変動	●	
43		物価変動リスク	物価変動（インフレ、デフレ）にともなう事業者の経費増減によるもの（建設段階は除く）	●	▲
44		要求水準不適合リスク	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の契約不適合によるものを含む）		●
45		生成物資源化リスク	生成物を資源化する業者との契約等に関するもの	●	
46		処理不適物混入リスク	ごみの搬入管理において、民間事業者が管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		●
47			上記以外	●	
48		ユーティリティーの不備	ユーティリティーの事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク（責任分界点内）		●
49			ユーティリティーの事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク（責任分界点外）	●	
50		処分手数料の未徴収	第2期ごみ処理施設に直接ごみを搬入しようとする者の手数料未徴収に係るリスク		●
51		既存施設への影響	民間事業者の事由により既存施設（のんご温水センター）の運営に影響を及ぼすリスク		●
52		運営費増大リスク	本組合の指示等による運営・維持管理費の増大	●	
53			上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く）の要因による運営・維持管理費の増大		●
54		売電収入変動リスク	電力会社の単価変更による売電収入の変動	●	
55			民間事業者の事由による売電収入の変動		●

●：主、▲：従

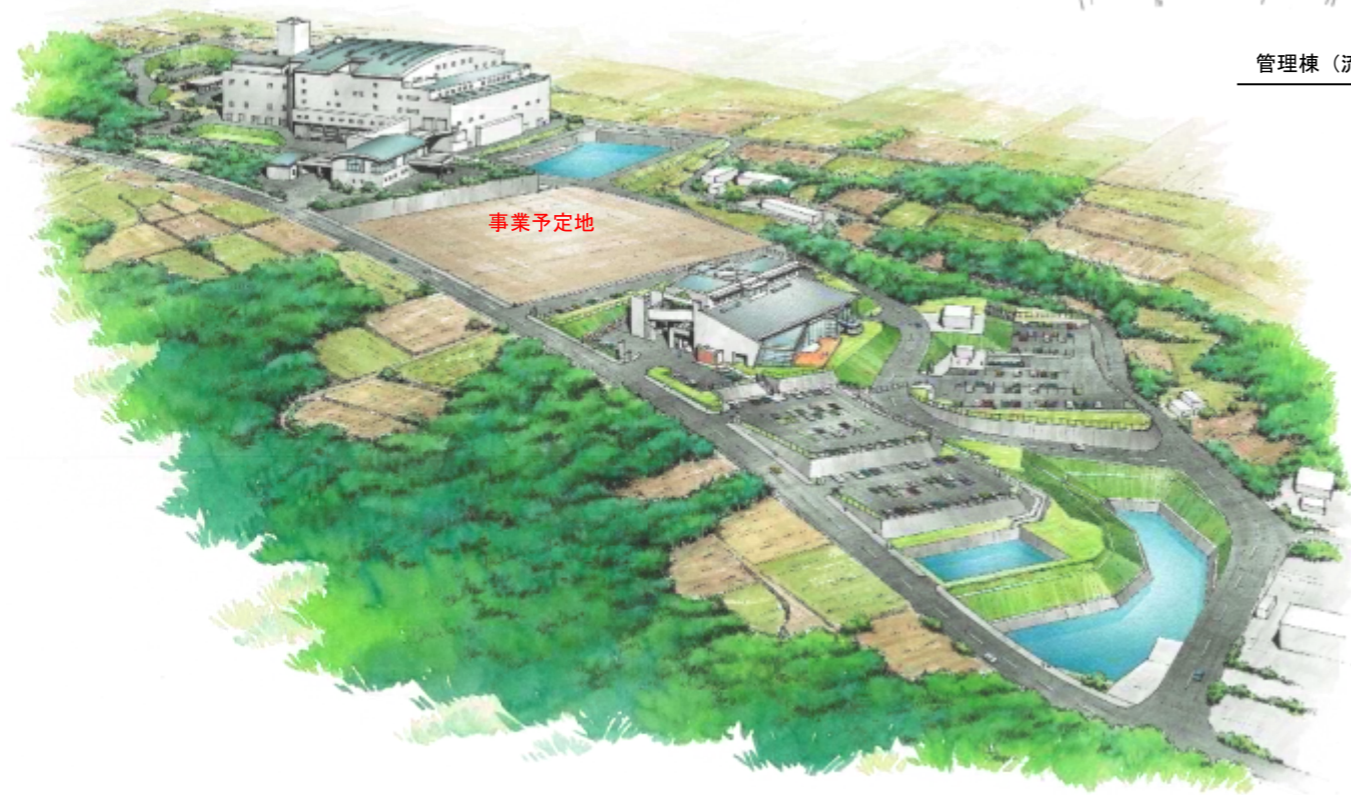
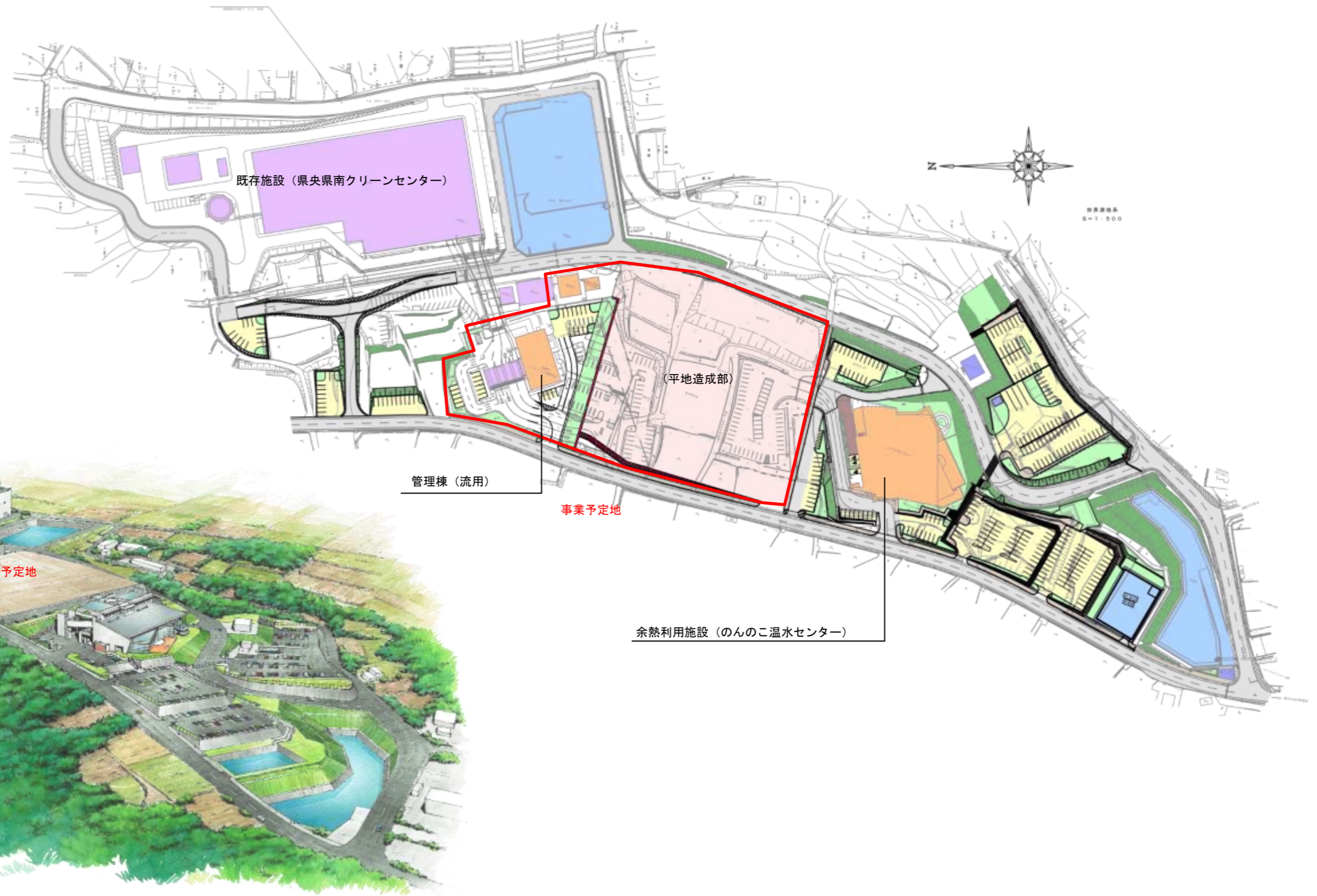
※4：搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制により対応し、計画年間ごみ処理量の範囲から著しく逸脱する場合には、本組合と民間事業者の協議とする。



資料3 リスク分担 (4/4)

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	組合	民間事業者
56	④ 運営・維持管理段階	技術革新リスク	技術の陳腐化による施設・設備等を本組合が求める場合、更新コスト及び技術採用のためのコスト増大	●	
57			技術の陳腐化による施設・設備等を民間事業者が提案する場合、更新コスト及び技術採用のためのコスト増大		●
58		施設損傷リスク	民間事業者が起因する事故・火災（運営不備、警備不備等）、施設・設備の老朽化による施設損傷の修復等にかかるコスト増大		●
59			上記以外	●	
60	⑤ その他	施設性能リスク	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの		●

●：主、▲：従



図面名	案内図
-----	-----